

広島県教育委員会教育長訓令第三号

県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十四号中「徴収」の下に「（高等学校授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）にあつては、広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）第十五条第四項に掲げる高等学校専攻科に入学を許可された者又は同項各号のいずれかに該当する者に係る徴収に限る。）」を加える。

第三条の見出し中「県立高等学校の」を削り、同条中「県立高等学校の授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）」を「授業料等」に改め、「猶予」の下に「（教育長が別に定めるものに限る。）」を加える。

附則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。